# カライスコス報告「個人データの対価的位置づけ」に対する若干のコメント

大阪大学 大塚智見

## 1 個人データの法的位置づけ

## (1)個人情報の保護

個人データに対する本人の権利を保護するという規律手法

- ex. GDPR:個人データの処理には本人の同意等が必要(6 条 1 項(a)号)・本人は同意をいっても撤回可能(7 条 3 項)
- ⇒契約やデジタル・サービス、デジタル・コンテンツとの関係は不明瞭

### (2)デジタル・コンテンツ/デジタル・サービス利用の対価

個人データをデジタル・コンテンツやデジタル・サービスの対価として位置づける

- ⇒契約の中での位置づけが明確(双務性・有償性)
- =契約法・消費者法による規律を利用可能
- ※「対価」の意義は代金支払と個人データ提供とで同一のものといえるか?

## 2 個人データの対価的位置づけの意義

#### (1)事業者の債務

デジタル・コンテンツやデジタル・サービスを個人に利用させる債務

- ⇒債務の内容は基本的に個人と事業者との間で締結された契約の解釈により定まる
  - ←有償/無償契約の区別(cf. 売買(民法 562 条以下)と贈与(551 条)、寄託(659 条))
- ⇒有償契約としての位置づけにより、代金支払がなされないことを理由に事業者の責任が軽減されることはない(指令 6 条~9 条)

債務不履行に対する救済手段:契約の解消(指令14条、特に6項)

#### (2)個人の債務

「個人データ提供請求権」

- ⇒個人データを利用させる債務?(契約の継続性)
  - ・個人データの提供の継続(=同意の撤回等により個人データを利用できない状態にさせない)
  - ・提供する個人データの正確性の確保

債務不履行に対する救済手段(BGBの場合)

- ·契約の解約(327g条1項)
- ・損害賠償請求⇔同意の撤回等の場合には不可(327g条3項)
- ::データ保護に関する個人の権利行使を妨げてはならない